

## 新発田市教育委員会令和2年2月定例会 会議録

### ○ 議事日程

令和2年2月4日（火曜日） 午前9時30分 開 会  
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 協議報告  
協報第1号 訴訟案件について

日程第5 議事

議第51号 専決処分の承認について  
(新発田市民文化会館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例制定について)

議第52号 令和元年度新発田市一般会計2月補正予算について

議第53号 新発田市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則につ  
いて

議第54号 新発田市招致外国青年就業規則を廃止する規則について

議第55号 新発田市立学校学校評議員設置要綱の一部改正について

議第56号 新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規  
則の一部を改正する規則制定について

議第57号 新発田市少年補導委員服務要領の廃止について

日程第6 その他

(1) 令和2年度学校教育の指針について

(2) 学校給食におけるアレルギー対応について

### ○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○ 出席者

工 藤 ひとし 教育長

関 川 直 委 員 (教育長職務代理者)

桑原ヒサ子 委員

笠原恭子 委員

小池庸子 委員

○ 説明のため出席した者

教育次長 佐藤弘子

教育総務課長 山口誠

教育総務課参事（学校統合担当）  
橋本隆志

学校教育課長 萩野喜弘

学校教育課教育センター長  
小坂井博

文化行政課長 平山真

中央図書館長 平田和彦

歴史図書館長 大森雅夫

中央公民館長 米山淳

青少年健全育成センター所長兼児童センター所長  
井越信行

○ 書記

教育総務課長補佐  
中山友美

教育総務課教育総務係長  
杉林直樹

○ 工藤教育長

それでは、ただ今から教育委員会、令和2年2月定例会を開会します。

○ 工藤教育長

はじめに、日程第1、会議録署名委員の指名についてであります。桑原委員を指名いたします。

○工藤教育長

続きまして、日程第2、前回定例会 会議録の承認についてお諮りいたします。すでに送付してあります会議録について、ご質問等ございますか。

○工藤教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、前回定例会会議録は承認されました。

○工藤教育長

日程第3、教育長職務報告を行います。  
職務報告については、既に送付してあります教育長職務報告、令和2年1月1日から令和2年1月28日分のとおり報告いたします。

○工藤教育長

委員の皆様から何か質問はございますか。  
ないようですので、「教育長職務報告」は報告のとおりとしてよろしいでしょうか。  
異議なしと認め、「教育長職務報告」は承認されました。

○工藤教育長

次に本日の審議順ですが、本来ならば「協議報告」「議事」「その他」の順となりますが、本日は、まず「その他」について説明を受け、その後、「協議報告」「議事」と進めることとしますので、ご了承願います。

○工藤教育長

それでは先に、日程第6「その他」に入ります。  
はじめに、令和2年学校教育の指針について、小坂井教育センター長から説明をお願いします。

○小坂井教育センター長

お手元に配布しております資料の主に2ページを中心にご説明いたします。カラー刷りのものは今年度のもので、変更箇所の確認にお使ください。それでは、来年度の教育の指針についてですが、1ページに示してあるような観点から見直しを加えております。「1指針の見直しの視点」の(1)新学習指導要領の趣旨を反映するという一方で、育成を目指す資質・能力と知・徳・体の関係を示しております。加えて開かれた教育課程を編成することを受け、各校の主体的な教育活動を重視して指針の内容を精選するという意識をいたしました。次に、来年度からスタートする(5)その他の③しばたの心継承プロジェクトの内容を反映させるということも主な改善の視点としております。1ページの下に「2ご意見について」ということで載せておりま

す。皆様におかれましても、後程、お気づきの点がございましたら2月12日までに電話またはメール等でご連絡をいただければありがたいなと思っております。最終的には3月の教育委員会定例会で皆さまにご承認をいただきたいと考えております。では、大きな変更点を中心にご説明いたします。

2ページをご覧ください。一番上に「ひとが第一、ひとが大事、新発田の教育」と目指す子どもの姿が記載されております。道学共創という言葉がありますが、ここに込められた願いを受けて新発田市の子どもに期待することは、人に対して敬意を払い、人を第一に思い、人を大事にする、こうした新発田の心を持って自ら学び続けるという意味を込めて「ひとが第一、ひとが大事、新発田の教育」としてしております。これを具体化した目指す子どもの姿が「新発田への愛着と誇りをもち、夢や希望に向かって、学び続ける子ども」ということです。その意味するところは、新発田の心を継承し、新発田への愛着と誇りをもちながら、自己実現に向けて自ら学びを深め広げていくということを表しておりますし、またこの姿の実現に向けて、学校、家庭、地域が連携して取り組むという指導方向を示しています。一番下になりますが「学校・家庭・地域の連携による開かれた教育課程の編成・実施・評価・改善」と記載しています。これは開かれた教育課程ということが新学習要領にもうたわれておりますが、各校、園が子どもや地域の実態をもとに目指す資質・能力を家庭、地域と共有して教育課程を編成し、家庭、地域等と連携、協働して横断的な視点から評価をするといったことを表しているものでございます。続いて、新発田市の学校教育の重点を知・徳・体と育成を目指す資質能力、達成に向けた取組、特色ある新発田の教育、幼児教育といった点から示しています。まず、知・徳・体、育成を目指す資質能力の部分であります。表でいうと中央にある一番面積の広い部分であります。これは知・徳・体と学びに向かう力、人間性等の涵養、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成というものを縦と横でクロスしながらみる作りになっております。この知・徳・体を育成していくうえで、「授業スタンダードの自校化による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた『分かる、できる、楽しい授業』づくり」が全て関わっているということはこの表であらわしています。授業スタンダードについては、これまで過去3年間、指導主事が学校を訪問し、新発田市の授業スタンダードの定着について指導して参りました。各校の評価においても既に授業スタンダードを取り入れた授業づくりが進んでいますので、いよいよそれを自校化し、自分達のものにしていく段階に入ると考えておりますので、自校化という言葉を入れております。では、知・徳・体と書かれております知の育成を目指す資質能力についてご説明いたします。学びに向かう人間力は「課題をよりよく解決しようと主体的に学ぶ態度の育成」、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成については「言語活動（聞く・話す・書く等）の充実を図り、根拠や理由を明確にして共に考える力の育成」としています。知育では、問題解決に必要な知識や技能を獲得させ、理由や根拠を明確にして考えを伝えあって、思考する力を育むことを中心に考えて、主体的に学ぶ意欲や態度を育成したいと考えております。そのためには知識や技能の習得は必須であるということと、同時に、それを基盤として言語活動、聞くや話す、説明する、書くなどの充実を図って、互いの考えを理解しあいながら、自分の考えも深められるように授業改善を進めたいということでもあります。続いて徳です。徳の育成では、学びに向かう人間性として「いじめをしない、許さない、自他の命を大切にしようとする心の育成」、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成については「自己を見つめ、多面的・多角的に

考え、論議する道徳科を要とした、自他共によりよく生きるための主体的な判断力の育成」としており、徳育では、道徳科を要としながら、多面的・多角的に考え、互いを考え、理解しあいながら、よりよく生きるための主体的な判断力、いじめを許さない心、自他の命を大切にしようとする心を育成したいと考えています。続いて体です。体育では学びに向かう人間性として「運動に親しむとともに、健康で安全に過ごすために進んで取り組もうとする態度の育成」、知識及び技能、思考力・判断力の育成では「運動や健康、安全、自然災害に対する正しい知識や技能を基に、体力や健康の保持増進や命を守るための実践的な力の育成」とさせていただきました。体育では運動や健康、安全、自然災害等に関する正しい知識や技能をしっかりと身につけてもらい、体力や健康の保持増進、自然災害から命を守る実践力を育成し、健康で安全に過ごそうとする体を養ってほしい、そのために体育科の授業改善と家庭等と連携した健康の実態把握に基づいた生活習慣の改善、メディアのコントロール等が必要となることを念頭におきながら、このようにさせていただきました。続いてこれらを実現するための達成にむけた取組ということで、学校では主にこの3点に力を入れて取り組んでほしいということで、右側に示しております。まず1つ目が合意に基づく実践サイクルです。知・徳・体の育成を目指す能力の達成に向けて、職員の合意を得ながら実践を進め、そのためには各種調査結果や評価等の分析結果に基づいた目標の設定と具体的な計画の立案、実践と徹底という、実践サイクルをまわすことが重要であります。その際、全職員が実践サイクルのそれぞれの過程に関わり、職員間で情報交換を行うことで、職員の意思統一を図り、常に合意形成ができていて、実践の効率と実効性を高めてほしいというものであります。2つ目として「いじめや不登校、問題行動等について、職員間の情報共有と全校体制による即時対応、継続的な指導と評価の実施」としました。これは先のいじめ自死案件を受けて、やはり一番反省しなければならない点として、職員間の情報共有、そして校内いじめ対策委員会を確実に実施するというものであり、これを受けてこのような表現としております。常に保護者、職員間で情報共有しながら、問題にすぐに対応するというものであります。3つ目ですが、特別支援教育を念頭におき「個々の教育的ニーズに応じた指導と支援の充実」とさせていただきました。次に特色ある新発田の教育であります。1つ目が「ふるさとへの愛着と誇りを育む『しばたの心継承プロジェクト』」であります。新発田の歴史、自然、文化、産業等に関する学習を通して新発田の良さやそこに携わる方々への思いを知り、新発田への愛着と誇りを学校教育と社会教育の両面から取り組むものであります。その中に3点を記載しています。1点目は新発田の良さやそこに携わる人の思いを知り、それらを大切に、関わろうとする心や態度の育成で、これはしばたの心継承プロジェクトの最も大切にしたいところを示したものです。2点目は新発田の歴史、文化、自然、産業等に関する体験的な学びの工夫ということを授業で大切にしたい、また、授業を進めていく上での授業改善の視点として、体験的な学びをぜひ取り入れてほしいということを表しています。3点目では、そこに社会教育が加わるということを意識し、中央図書館、各地区公民館、歴史図書館、文化行政課、青少年健全育成センター、あかたにの家との取組みとして入れさせていただきました。次に、人権感覚を高める「人権教育、同和教育」ですが、新発田市は人権を大切にしている市であり、これまでも人権教育、同和教育に取り組んできたことから、来年度も精力的に取り組んでいきたいということを表しております。かかわる同和教育を今後も実践していかなければいけないということを示しておりますし、学校とし

ては、人の心の痛みが分かり、差別や偏見を許さない態度を育成する授業づくりの推進という点を授業の観点として示させていただきました。続いて生きる力を育む「食とみどりの新発田っ子プラン」ですが、食のサイクルに基づいた食育の推進ということと、豊かな情操を培う体験的な教育活動の展開が、食とみどりの新発田っ子プランの一番大切にしたい部分として示してあります。これまでは、この事業にしばたの心継プロジェクトと重なる部分が入っていたのですが、新たにしばたの心継プロジェクトが始まりますので、この部分は分けさせていただきました。右側下段の自立を培う幼児教育については記載のとおりでございます。今年度のものと比較していただくと、文字の量が減り、指針として何を大事にしてほしいかということ、そこを大事にしてほしいんだという方向性を主に示すように作成をさせていただいております。以上でございます。

○工藤教育長

この件につきまして、質問等ございますか。  
小池委員、どうぞ。

○小池委員

色々な出来事があったその中、新たな年度の出発に向けて、保護者がみても印象が変わり、いいアクションとなっていると思いました。4点ほど質問と意見があります。1つ目は、道学共創という言葉は何なのか、我々が目指す教育委員会、学校現場の教育の中心に据えた道学共創という言葉の役目は何か、これに託されたものは何かということを確認する必要があるのではないのでしょうか。しばたの心継プロジェクトもありますので、しばたの心継プロジェクトと道学共創は並列ではないと私は受け止めているのですが、この言葉が形骸化していかないためにも、これは何かということをよく伝わるように表現していかなければいけないと思いました。道学共創は、新発田の教育のベースとなる精神性を示しているとする、今年の指針で言う一番大枠の灰色に塗られた全体のベースにあたる言葉なのかなと思うのですが、今回の案では丸囲みで浮いているような感じになっていますので、四角に付けるなどして、新発田の教育の精神性を表していることが伝わるような表現、レイアウトがいいのではないかと思います。そして、道学共創の上に市民の願いという修飾語がついていて、ここも工夫されたと思うのですが、市民の願いとしてこの言葉で表現して、ひとり歩きさせてしまっているのかという点もひっかかっています。この言葉が新発田の教育の根底を支えているものだというのが、さらによく伝わるようにしてはどうかと思いました。2点目ですが、右側に移って、四角囲み中の達成に向けた取組が示されていますが、さきほどの話にもあったように、職員間の情報共有と全校体制による即時対応、これをとにかく指針の中でも示し、ゆるがないものにするのだということだと感じていますが、表現はその達成に向けた取組となっています。取組の内容を示しているわけではなく手法的なアクション、アプローチになっています。これを取り入れたことはとても画期的で斬新で、非常に意味があるなと思いました。やはり合意に基づく実践サイクルで学校や教育課題を解決するにあたり、これからはこうした体制を構築して課題解決にあたるということが、分かりやすいペーパーで配ることになるのかなと思います。その際に、この四角の中の持つ役目というか、こういうことを託しているということをよく説明することが大切なのではないかなと思いました。合意形

成という言葉と職員間の情報共有、全校体制というところは示していかなければいけないと感じておりましたので、入れたことの効果というか、それをさらに浸透させる表現というか、分かりやすく伝えることも必要ではないかと思いました。4つ目ですが、しばたの心継承プロジェクトの囲みの3つ目の○のように、具体的な機関の名前が示されていると、端的でストレートでシンプルで、とても伝わりやすくていいなと思った反面、具体的に機関の名前をあげると、記載された機関以外ではやらないということになってしまい、これに限定していいのかと思いました。ただ、私の中でもあかたにの家等と等を入れてしまうと視点がぼけてしまい、ここに標記してある意義というか意味が急に薄れてしまうので、これだけなのか、もっとここに記載する機関があるのではないかと思いました。最後になりますが、学校、家庭、地域の連携はずっと言われています。学校と家庭は分かりやすいのですが、地域の実体ってなんだろうというも思っています。家庭以外の地域の住民など、支援してくれ、市民のみなさんということももちろんそうなんだと思いますが、これからコミュニティスクールを見据えていくときに、専門機関など、そういう言葉をあえて入れていくといいのではと常々思っていました。学校、家庭、地域の連携で、地域とは何かと私自身が現場にいたときから考えていたので、このままでも良いのですが、具体的なことが伝わるというなと思いました。

#### ○工藤教育長

小坂井教育センター長、お願いします。

#### ○小坂井教育センター長

道学共創についてですが、今年度の指針を見ていただくと道学共創が中央に位置していますが、これまでもずっとこの形でした。その意味づけが、新発田市の学校教育という冊子に記されています。ただ、その頭にいろいろとついているために、どれが大事なかが分かりづらいという反面あります。そこで、道学共創というものを市全体に関わるベースという意味で横に出す形としました。学校教育ということから考えると、ひとが第一、ひとが大事、新発田の教育ということをどんと表示し、目指す子ども像というレイアウトがよいのではと考えました。道学共創の意味ですが「人としての学びを深め互いに尊重し協働して未来を創造すること」ということであります。道学共創はかつては新発田市のまちづくりの理念として掲げられていた言葉でありましたが、現在は共創という言葉だけになっております。以前はまちづくりの理念ということで冊子にも記載があったのですが、今はまちづくりの理念と書くとは正しくないという状況になっております。道学共創は、三階櫓と辰巳櫓が復元されたときに願文ということで市民から集められた言葉の中のひとつでありますので、そういった意味では、市民の願いとしても差し支えないのかなという判断がありました。なにもつけずにただ道学共創とするよりは、市民の願いとしてこういうものがあると示したほうが、少しでも伝わるかなということでこのようにしました。以前はまちづくりの理念と入れられていたのですが、今は正しくない状況となったので、より現実に沿った形で市民の願いと入れたというのが、道学共創についての考えでございます。道学共創はぜひ残したいという思いがあり、ぼんと浮いてみえるように、決して消えゆかないように、色を工夫した形で表現したいと思っております。次に、合意に基づく実践サイクルの方ですが、あえて図で表現させていただいたのは、これを文章で書く

と非常に長くなります。非常に長くなってしまって、結局分かりにくくなってしまいうこともあり、教室に貼ったり、教務室に貼ったり、校長室に貼ったりしていただくものなので、これが大事なんだとパッと見て分かるように、いつも自分の学校はどのようなかと振り返るもののひとつにさせていただければということでこの形にしました。次に、しばたの心継承プロジェクトについてですが、ここに機関名をいれさせていただいたのは、学校教育と社会教育が一緒に取り組むということが今回ひとつの新しい部分なので、常に学校だけでなく、そういう機関が一緒になって取り組んでくれているんだということを、学校現場でもそこを大事にしてやってもらいたいということで入れさせてもらいました。プロジェクトの初年度ということもあり、そういった考えを先生方に分かっていただくうえでもぜひ入れたいなと思い、教育センターで話し合い、入れることとしました。あかたにの家では、これまで予算化されて防災の事業があったわけですが、来年度からはなかなか予算づけが難しいという形になってはいますが、新発田市としては大事な特徴ある建物だと思います。あかたにの家を通して自然に親しみ、あるいは防災教育をしながら自分達のふるさを見つめ直すことは新発田の心に繋がると思いますので、あかたにの家も入れさせてもらったということでもあります。以上です。

#### ○小池委員

しばたの心継承プロジェクトの3つ目のこの標記は非常に意義深いと思います。だからこそ、もっとほかにもないか、これで落ちはないかというように思いました。先ほどのサイクルの件も達成に向けた取組みのところに合意に基づく実践サイクルが入ってもいいような気がしておりました。これをいれた意図もよく分かりますし、これいいなとも思いましたので、さらにそれが分かりやすく伝わるように更にインパクトが強くなるというなと思いました。

#### ○工藤教育長

ありがとうございました。他に委員の皆様から何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。桑原委員、どうぞ。

#### ○桑原委員

小池委員がとても丁寧に見ていらして、重要な問題提起をされていると感じました。私からの1つ目の意見も道学共創についてです。今のご説明からまちづくりの理念だったことが分かりましたが、これまで教育の指針に掲げられていましたので、教育の理念とばかり思っていました。道学共創についてはこれをどう理解していくかによって、教育の理念としても受け止めることができるのではないかと思います。新発田の歴史のある言葉であるならば、新発田の教育の特徴を表現する言葉として用いることはできないでしょうか。教育の内容は、文科省の指導により、全国どこでも同じようになりがちです。新発田市の今回の指針には、しばたの心継承プロジェクトという新発田らしい取組みが加えられています。知徳体はどこでも言っていることなので、そこに、個性を加えたいものです。そこで、小池委員がおっしゃった道学共創に対するこだわりを教育と結びつけて、新発田の教育を象徴する言葉にできないかと思いました。道学、いいじゃありませんか。共に創りあげていく、それはまちだけではなく教育にも当てはまります。そうした教育を学校で受け、大人になってからのまちづくり

につながっていったらいいです。歴史のある言葉を新発田の教育の基本理念として活用するのもいいのではないかと思います。そのためには、言葉の意味をきちんと説明することが大切になります。2つ目は達成に向けた取組についてです。この指針は、学校に行きますと多くは校長室に貼りだされ、その学校の教育の基本的方針として掲げられています。右側の達成に向けた取組というのはその方法論になるわけです。ですので、はたしてこの紙の中に方法論まで出す必要があるのかと感じます。達成に向けた取り組みとしての方法論を各学校にお渡しする必要があるれば、それは別の資料として作成すべきだと思います。これが2点目です。次は、細かいことになるのですが、中央に知徳体があります。その徳の部分についてです。その右側の白い四角の部分に「自己を見つめ、多面的・多角的に考え、議論する道徳科を要とした、自他共によりよく生きるための主体的な判断力の育成」と記載されていますが、確かに2019年度の指針にもよりよく生きるという言葉は使われています。ただ2019年度は、他者とよりよく生きると書いてあります。新しい指針だけを読むと、よりよく生きるは漠然としていると思いました。ここで求めていることは、支えあい助け合うという精神で生きていくことができるための主体的な判断力だと思います。共にという言葉の中にこの意味が入っているのかもしれませんが、よりよく生きるということを、もう一歩進んで支え合うとか、助け合うとか、共生するとか、そういった価値観をもち、助けを求めている人がいたら、かわいそうだと思うだけではなくて、行動に移れることが重要なのだと思います。ですので、自他共によりよく生きるためというのは具体的にどういうことを目標とするのかについてももう少し書き込むといいと思いました。1行目については、これはこのままでもいいのですが、道徳の授業で議論の勉強をするのかどうかということです。議論のなかで自分の考えを出すためにはテクニカルな勉強もしなければいけません。その点を考えると、どちらかというところ知の方に入っていくのかと感じました。自己をしっかり見つめていく、多面的、多角的に考えていくということは非常に重要なことだと思います。そういった学びを通して主体的な判断力をもつようになってほしいわけですが、そのときの主体的な判断力は徳育においては、自分もみんなも「共に」だけれど、それぞれではなく、支えあう気持ち、助けあう気持ち、これをうまく表現できたらと思います。

○工藤教育長

小坂井教育センター長、お願いします。

○小坂井教育センター長

達成に向けた取組をここにいれるかどうかというご意見でございましたが、これまでの教育の指針の中には手立てについて触れているものもあります。例えば、学ぶ意欲を高める、できる、わかる、楽しい授業のためには、新発田市授業スタンダードを活用して取り組んでほしい、例えば他にも豊かな人間性、社会性の育成では、2つ目のいじめや不登校、問題行動等への対応方針について職員間の情報共有と共通理解の基づいた即時対応ということで、これまでは教育の中身と方法を混ぜこぜに書いていたと私は考えました。そこで、中身と方法は分けようというのが今回の提案です。方法であるので、これは取組なのではないかという考えから、取組という名前をつけさせていただきました。3つ〇があるのは、取組の中に3つありますよとこういう意味です。いじめ、不登校、問題行動等について、これを特出しにしているのは、今現在

の学校現場ではこれについての対応に大変苦慮している学校が多いためです。これをやってもなかなか難しいという実態もあるのですが、まず情報共有、大きな学校はなかなか情報共有もできない、では小さければいいのかといえそうではない、ここは大事にしてもらいたいということで、命より大切なものはありませんので、ひとが第一、ひとが大事ですので、このようにさせていただきました。達成に向けた取組については、これまでもあったのですが、より明確にさせていただき、こういったことをみんなで大事にしながら教員活動を進めていってほしいという、教育委員会の願いというか思いを表すものでございます。

○工藤教育長

他に委員の皆様からなにかご質問やご意見ありましたらお願いします。

○関川教育長職務代理者

大変いい議論だと思います。道学共創というのは、長い時間をかけて定着したものです。ところが、改めてこうやって議論してみると、どうなのかという思いが沸々とわいてきます。これを色あせさせてはいけないという皆さんの気持ちは大変よくわかりましたので、教育委員会で更に検討していただければと思います。次に、桑原委員から指摘のあった点については、私は全く同感であります。達成に向けた取組、学校教育課の思い、現場にしっかり頑張りたいという思いが本当に強くあるのだと思います。その気持ちはよく分かりますが、これを指針の中で、教室の中まで入っていく掲示物になるということには問題があるなと思います。校長室にあるのはいいです。教室の中で子供の目に触れるものになるということについて検討する必要があると思います。場合によっては、この部分をそのままそっくり取り出して、教員一人一人に全部わたるようなものになるとか、そして教室にはもっと子どもの分かりやすい、例えば道学共創とはなんだということ子どもに向けてPRするというような2本立てをそろそろ考えてもいいのではないかなと思いました。3つ目ですが、一番下の小池委員ご指摘の部分ですが、大綱には行政という言葉入れましたので、それとこれとの関連性を整理する必要があると思いました。道学共創について言えば、新発田藩の道学堂の考え方は昔からあって、それは尊い素晴らしいことだということは一部の市民の間では知られていましたが、市民共通の言葉ではありませんでした。新発田城復元の過程の中で、市民に知って欲しい言葉として出てきたのであり、それはやっぱり教育の中でもしっかり位置づけなければいけないだろうとなったわけです。そして、概念のような存在となっているわけです。疎かにできない言葉ではあるわけですが、どう学校に投げかけていくかということについては、あくまでも学校教育の指針であり、教育委員会の指針ではないということをきちんと捉えてから考えていかなければならないと感じました。

○工藤教育長

笠原委員、どうぞ。

○笠原委員

2019年度版よりも文字が減り分かりやすく見やすくなったと思います。先ほど知徳体はどこともやっているというお話がありましたが、特色ある新発田の教育として

新発田はこの3つを大事にしているという部分があるのだから、私はこれが下段にあるのが残念だなと思いました。学校教育の指針ですので、知徳体が上になるとは思いますが、せっかく「特色ある」という言葉をつけているのであれば、あえてこの3つを上に掲げてみるのも外に向けても分かりやすいのかなと感じました。先ほど関川委員もおっしゃっていましたが、教室に貼り子ども達もこの指針を見るということであれば、今僕たちはこれを勉強しているんだ、大事なんだと感じるように、上にある方が子ども達にとって分かりやすいのではないかと思います。上でも下でも、せっかくの特色ある教育、他のところではやっていないという部分をより強調することも大事かなと思います。

#### ○工藤教育長

大変貴重なご意見を皆様からいただきました。ご意見を基に再度検討し、進化させていきたいと思えます。他にご意見、ありますでしょうか。

それでは、次に(2)学校給食における食物アレルギー対応について、山口教育総務課長から説明をお願いします。

#### ○山口教育総務課長

その他資料の1ページ目でございます。今年度、学校給食における食物アレルギー対応の見直しにつきまして検討を重ねて参りました。開始時期等の基本的な考えがまとまりましたのでご説明させていただきたいと思えます。現在の対応は、資料の2番に書いてありますとおり卵、乳・乳製品、種実類の3品目につきまして喫食が可能な場合は食べられる形で提供するという「部分除去」対応という考え方で参りました。見直し後の新たなアレルギー対応につきましては、資料の3番になりますが、品目数については7品目に拡大いたしまして、アレルギーをもつ児童生徒には、その食材を一切提供しないという国・県に準拠した「完全除去」対応に見直すというものでございます。また、これにあわせて代替食を提供したいというものでございます。これにより、各調理場から「完全除去食」や「代替食」を調理し、提供するというようになります。この検討の中でいろいろな課題が出てまいりました。アレルギー対応者が大幅に増えることや、新たに除去の対象とする小麦が多く食材に使用されていること、また、安全面から除去食の提供と代替食の提供を段階的に行うことが求められることとすとか、施設や設備の整備が足りていないことなども課題となっております。こうした点を踏まえ、それぞれの開始時期を各調理場と協議した結果、資料の下段になりますけれども、点線の四角囲みに記載するとおりとしたいというものでございます。除去食の提供については、令和2年9月からとすることといたしました。ただし、施設設備等の兼ね合い等から西、紫雲寺、七葉以外の調理場につきましては当面6品目からスタートさせていただきたいと考えております。続きまして、代替食の提供につきましては、令和3年1月から開始させていただきたいと考えております。ただし、五十公野については4月から、また北・川東についてはこれもまた施設設備等の準備が整わない部分もあるため、令和3年度以降施設整備の準備が出来次第開始することとすることにしております。今後につきましては、今年度中に学校の先生方や保護者の皆様方へ周知させていただきたいと考えておりますし、令和2年度に入りましたら、除去食の対応を必要とする児童・生徒・保護者との面談や、教職員の皆様の研修など順次進めていくこととしております。食物アレルギー対応の見直しにつつま

しては、このような形で進めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願  
いいたします。以上でございます。

○工藤教育長

この件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○笠原委員

除去食、代替食を提供するのはとても大変なことだと思いますが、保護者や子ども  
達にとってはとてもありがたいことです。そうすると給食費が個人ごとに異なる形や  
引上げという形になるのでしょうか。見直しをしても、みんな同じ金額でというこ  
とでしょうか。

○山口教育総務課長

現時点では、令和2年度につきましては、除去食の開始が9月、代替食が1月から  
で、1年間通じた提供するものではないことから同じ単価ということで考えておりま  
す。ただし、令和3年度以降につきましては、実績を見まして、どれくらいの経費が  
かかるのかを見ながら検討させていただきたいと考えております。

○工藤教育長

他にありますでしょうか。なければ説明のとおりとします。

○工藤教育長

それでは、次に日程第4 協議報告に移ります。

協報第1号訴訟案件について、報告を受けます。

お諮りいたします。協報第1号につきましては、訴訟に関する事項でありますので、  
新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第2号の規定に基づきまして、当議事は非  
公開としたいと思っております。当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいた  
します。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、協報第1号に関する議事は非公開といたします。

それでは、佐藤教育次長、萩野学校教育課長、小坂井教育センター長以外の職員に  
つきましては、退席をお願いいたします。

※新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容記録なし

○工藤教育長

それでは、日程第5 議事に移ります。

はじめに、議第51号専決処分の承認についてを議題とします。

米山中央公民館長から説明をお願いします。

○米山中央公民館長

それでは、議第51号専決処分の承認についてご説明します。内容は新発田市民文

化会館設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。議案に係る資料1ページをお願いします。改正理由としては、教育委員会の組織改正に伴うものでございます。12月市議会と定例会で文化会館に併設されています、中央公民館の位置を生涯学習センターに移すという改正を行いました。これにつきましては、生涯学習の拠点化、文化芸術の拠点化という2つのことを踏まえた見直しであります。その際も議員から組織はどうなるのかという質問がありましたが、全体の組織改正の中で検討されるという答弁をいたしました。具体的には3点ございます。3つの施設の条例をまとめて改正しております。1つ目は市民文化会館、2つ目は中央公民館、3つ目は生涯学習センターです。1つ目の文化会館と3つ目の生涯学習センターにつきましては、今回の組織改正に伴いまして、機関という位置づけがなくなり、それぞれ所管する課の施設という位置づけになりますので、設置条例の中で職員を置く規定と事務分掌の規定を削除する改正を行います。中央公民館につきましては、生涯学習センターに移転することは決定事項でございますが、中央公民館自体を地区公民館とするということとなりました。したがって、現在ある豊浦、紫雲寺、加治川の3つの地区公民館と同等の機関として、新発田地区公民館を設置する改正を行います。これまでは、中央公民館が課の扱いでしたが、その役割は新設となる生涯学習課が担うこととなります。以上であります。

○工藤教育長

この件につきましてご質問ございますでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので、議第51号専決処分の承認については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第51号については承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、議第52号、令和元年度新発田市一般会計2月補正について審議を行います。佐藤教育次長からご説明をお願いします。

○佐藤教育次長

議第52号の2月補正につきましてご説明をさせていただきます。まだ要求時点、示達前の予算の段階でございます。確定しましたら、次回の定例会で報告をさせていただきますと思っております。

それでは議案の6ページをお願いします。最初に歳出からご説明をさせていただきます。6ページの下段でございます。教育総務課の予算からでございます。小学校管理運営事業費補正額2万8千円は小学校用務手の時間外手当に少し不足が生じたことから補正をさせていただきたいというものであります。その次、教育委員会事務局費191万円の増額補正でございますが、職員が療休を取っており、その代わりに雇用した臨時職員の賃金でございます。次のページ、小学校コンピュータ教育推進事業と中学校コンピュータ教育推進事業は、それぞれ減額の補正でございます。小学校につきましては423万5千円、中学校が987万6千円を減額したいというものでございますが、これは入札請差分のパソコンシステム借上料の不用額を減額したいとい

うものでございます。中学校遠征費支援事業でございます。183万6千円を増額補正したいというものでございます。今年度につきましては、全国大会の出場件数が非常に多くございました。また、ラグビーのような1チームの人数が多い種目もございまして、出場件数の増、対象人員の増ということで増額をしたいというものでございます。その下、中学校管理運営事業130万円でございますが、学校の光熱水費が不足をした分補正をお願いしたいというものでございます。次の教育振興基金費7千円でございます。例年のおりでございますが、年度末に利息分を改めて積み立てたいということでございます。豊浦中学校区統合小学校整備事業4,500万につきましては、説明欄記載のおり、中浦小学校の既存のトイレの改修ということで、国の採択枠が少し広がり新発田市が採択となりましたので、前倒しで事業をさせていただきたいということで補正をお願いするものであります。次が学校給食管理運営事業221万7千円、これも共同調理場の光熱水費に不足が生じたというものでございます。次が食育推進施設、旧社会福祉センター解体事業でございます。75万1千円の減額でございます。実施設計委託料の不用残ということでございます。この施設はNPO法人ユニー&ミーの活動拠点になっている施設でございますが、解体し、跡地を有効活用したいということでございます。次に学校教育課の小学校教育運営事業216万2千円の減でございます。小学校の介助員を予定していた人数ほど雇用できなかったということで、その分を減額するというものでございます。文化行政課、埋蔵文化財発掘調査事業4,858万円の減額でございます。これは事業内容の変更及び入札請差によるものでございます。事業内容の変更につきましては、業者の都合により一部遺跡調査が中止、変更になったということで、調査面積が減ったことにより減額ということでございます。次に中央公民館でございます。紫雲寺地区公民館分館維持管理事業114万6千円は育休、療休で休んでいる職員の代替雇用している臨時職員賃金でございます。次に真木山中央公園体育施設維持管理事業15万8千円でございますが、これも光熱水費の不足が生じたというものでございます。次に、青少年健全育成センターです。予算の中で調整が出ました。児童クラブの指導員も思うように確保できず、その分をパート職員で代えさせていただきました。報酬と賃金ということで組替えの補正をするものであります。もどりまして歳入でございます。6ページの上段でございます。歳入につきましては、今ほどご説明をさせていただきました学校関係の施設整備や文化行政課の文化財の関係で、歳入を伴ったものにつきまして、補正をさせていただきたいというものであります。8ページをご覧ください。債務負担行為の補正です。学校給食調理場施設整備事業の3,603万円は、北共同調理場の蒸気式天吊りコンテナ消毒装置の入替を予定しておりますが、特殊な機器でございますので工事の契約を今年中にさせていただき、債務負担とさせていただきたいというものです。次は繰越明許費の設定でございます。豊浦中学校区統合小学校整備事業、1億4,887万2千円でございます。年度末までの終了が見込めないため、来年度に全額を繰越させていただきたいということでございます。

本日、資料はありませんが、現在、国の補正ということで新聞等に出ている内容につきましてご説明させていただきたいと思っております。国では今年度の補正予算から5年かけ、児童生徒1人1台の端末整備を打ち出しております。これにつきましては、現在、財務課と調整中でありまますので、大変恐縮ではございますが、この場では口頭で説明させていただき、3月定例会で報告させていただきたいと思っております。

具体的な内容でございます。国の補助事業としましては、校内通信ネットワーク環

境整備と端末整備がございまして、校内のネットワーク環境整備につきましては、事業費の2分の1に補助金をあてることができるというものであります。これからの時代を考えれば整備は必要だろうということで、ネットワーク整備やタブレット保管庫等、補助対象となるものにつきましては予算を計上していきたいと考えております。事業費は約2億円と考えていますが、半分を国の補助金、そして残りを補正予算債ということで起債で、その起債の60%を交付税でみてくれる有利なものになっており、やれる分はしっかりやらせていただきたいと思います。そして、端末の整備がございまして、国が1人1台補助しますと報道されておりますが、よくよく聞いてみますと、3人に1台まではこれまでどおり交付税算入で整備を進めなさい、それを超えて整備をするものについては国の補助金を活用して整備してくださいという内容でございまして、中々厳しいと思っておりますが、将来的には1人1台の時代が来ると思っておりますので、現在、市長と協議をさせていただいておりますが、新発田市も国が示している5年間の中で整備をし、国が目指すところを新発田市も目指してまいりたいと考えております。現時点で、タブレットの金額としまして、2,600万円ほどを見込んでおります。これらの補正予算は次年度に全額繰越となりますが、国の補正予算を活用していきたいと考えております。また、調整中ではありますが、タブレットを配置しますと、やはり、先生方の負担も増えますので、その軽減策としてタブレットに慣れるまでの人的な支援も考えていかなければいけないと思っております。これもそれなりの金額で予算を要求させていただきたいと思っております。資料がなく口頭での説明で大変恐縮ではございますが、国の補正に合わせまして、新発田市も検討しておりますのでまずはご報告させていただきます。

また、来年度の予算につきましても、資料がまだ間に合っておらず、本日説明ができませんので、教育長の専決とさせていただき、3月の定例教育委員会の中で説明をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○工藤教育長

何かご質問ございますでしょうか。

○小池委員

2点お願いします。光熱水費の不足が2、3か所で見受けられたのですが、単純にただ不足したということなんでしょうか。2点目は今ほどのお話にあったタブレットの整備についてです。素朴な質問ですが、行政が整える際に、先進地域のモデルケースというのはあるものでしょうか。2億円の環境整備といってもイメージがわからないもので。何か有効な先進地域の事例などがありましたらお聞かせ願いたいです。

○工藤教育長

山口教育総務課長、お願いします。

○山口教育総務課長

最初の光熱水費ですが、学校では当初エアコンの設置というのも1つ考えられ検討してみたのですが、その影響はそれほど大きくなかったとみています。少し当初の予算のつけ方が甘かったかなという部分もございまして、もう1点タブレットの件ですが、1人1台設置している学校はほとんどなく、県内ではございません。国の説明ではつ

くば市が先行して1人1台を設置しているということですが、特段視察もしておりませんし、そこからの情報は入ってきてない状況であります。

○工藤教育長

米山中央公民館長、お願いします。

○米山中央公民館長

光熱水費の件でございます。真木山中央公園体育施設維持管理事業費につきましては、真木山中央公園内に野球場があります。そのナイター設備の利用率が上がっております。普通の建物よりナイターの照明代は経費がかかることからその積み重ねで増えております。ただし、子どもの使用が多く、子どもについては使用料が無料となっております。

○工藤教育長

佐藤教育次長、どうぞ。

○佐藤教育次長

先程の国の補正についてざっくりと2億とご説明させていただきましたが、内容的にはLANの配線、普通教室、特別教室、あと体育館にもネットワーク環境を整備させていただければと思っていて、無線アクセスポイントも含めて使いやすい環境にしたいと考えております。その他にタブレットの充電ができる保管庫も必要で、これが結構高いものとなっております。細かいところは色々ありますが、大きいところはこのあたりになります。

○桑原委員

タブレットは貸与ということでしょうか。管理や破損といった面で大変になると思います。自分の端末を学校へ持ち込んでもよいのですか。

○萩野学校教育課長

それは、許可しないほうががいいと考えています。

○関川教育長職務代理者

どんな端末を持ってくるかわからないから、危険だと思います。

○小池委員

今お話をお聞きしてハードだけではなく、ソフト面や安全管理の面を考えると2億円でも不足なのかなとも思いました。また、Wi-Fi整備が進むと学校での管理も大変だなと思います。それが今後5Gの時代を生きる子ども達には必要なのだと感じました。

○工藤教育長

他によろしいでしょうか。

他にないようですので、議題5 2号令和元年度新発田市一般会計2月補正について

は承認することとしてよろしいでしょうか。

異議なしと認め、議題52号について承認することに決しました。

○工藤教育長

それでは、続きまして、議第53号新発田市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則について、議第54号新発田市招致外国青年就業規則を廃止する規則について、及び議第55号新発田市立学校学校評議員設置要綱の一部改正については改正理由が同じでありますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

それでは、議第53号、議第54号及び議第55号は一括審議を行います。  
萩野学校教育課長から説明をお願いいたします。

○萩野学校教育課長

制度改正により、現在、嘱託職員として雇用している、一部の指導主事、ALT、介助員が、来年度から会計年度任用職員となります。会計年度の中でより正規職員に近い形で年次有給休暇や通勤手当、昇給などについて制度を整備するという趣旨であります。それに伴いまして、社会教育指導員についても教育センターの指導主事と同じ扱いという形になることから、規則を廃止するものであります。外国青年就業規則というのは、ALTの業務のことですが、これも会計年度任用職員制度となりますので廃止ということになります。次に、学校評議員についてであります。新発田市の場合、学校評議員については報酬は発生しないという形で規定しておりましたが、これも会計年度任用職員制度との整合を図る必要がでてくるということになりました。新発田市の考え方としては学校評議員はあくまでも私人でありますので、第5条に規定されている評議員の報酬及び費用弁済は支給しないという条項については、私人であれば当然なのでその部分を削除するという改正を行いたいというものであります。

○工藤教育長

それでは、今の件について、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

○関川教育長職務代理者

きちんとした制度に基づいて仕組みを整えていきなさい、制度に則っていかなければだめですよということですから、事務を扱うのは大変だなという感想を持ちました。

○工藤教育長

他にございますでしょうか。

ないようですので、議第53号新発田市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則について、議第54号新発田市招致外国青年就業規則を廃止する規則について、及び議第55号新発田市立学校 学校評議員設置要綱の一部改正については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第53号、議第54号、議第55号については、承認すること

に決しました。

○工藤教育長

次に、議第56号新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、及び議第57号新発田市少年補導委員服務要領の廃止については、改正理由が同じでありますので一括審議としてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第56号及び議第57号は一括で審議を行います。  
井越青少年健全育成センター所長から説明をお願いします。

○井越青少年健全育成センター所長

それでは、議第56号並びに57号を一括で説明させていただきます。議案書につきましては15ページから18ページ、議案に係る資料は21ページから24ページになります。議案に係る資料をもとに説明させていただきます。21ページをご覧ください。改正の理由としましては、いずれも地方公務員法、地方自治法の改正に伴いまして、会計年度任用職員制度が導入されることから、新発田市の少年補導委員の位置づけを整理するとともに所要の改正を行いたいというものであります。議第56号の施行規則の改正につきましては22ページをご覧ください。一般少年補導委員につきましては、これまで特別職の非常勤職員として任期2年で委嘱しておりましたが、会計年度任用職員制度の移行に伴いまして、委嘱から任用となり任期も1年ということになります。このことから、条例施行規則第16条の2項及び3項が不要となりますことから削除したいというものでございます。議第57号の新発田市少年補導委員服務要領につきましても、先ほどの条例施行規則で規定されていた少年補導委員の特別職の非常勤職員に関する要領でありますことから、同規定の削除に伴い、不要となりましたので廃止とするものでございます。説明は以上であります。

○工藤教育長

はい、この件について、ご質問ご意見等ございましたら、お願いします。

ご意見、ご質問がないようですので議第56号新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について及び議第57号新発田市少年補導委員服務要領の廃止については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第56号及び議第57号について承認することに決しました。

○工藤教育長

他に事務局から報告等はありませんでしょうか。

それでは、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○工藤教育長

それでは、今後の日程について、山口教育総務課長から説明をお願いいたします。

○山口教育総務課長

今後の日程につきまして、その他資料2ページをご覧ください。網掛けした部分が新たに掲載したものであります。4月3日教育委員会合同歓送迎会、5月12日教育委員会5月定例会、そして5月の下旬、三市北蒲原郡教育委員連合協議会定期総会研修会ということで予定させていただきましたのでよろしくをお願いいたします。また、欄外に教育委員の皆様に出席をお願いいたします卒業式の中学校、小学校を記載しております。本日、机の上に卒業式の告辞伝達についてのお願いの文書をお配りしております。出席いただく学校、日時、参集時刻等記載してておりますので、後程、ご確認いただきたいと思います。

○工藤教育長

皆様から何かございますでしょうか。

ないようですので、今後の予定については、説明のありましたとおりお願いします。

○工藤教育長

それでは、以上で教育委員会令和2年2月定例会を閉会いたします。

午前11時26分 閉 会

令和2年3月6日

新発田市教育委員会教育長

委 員